

センター通信

「子どもの顔に戻るとき」



伊丹市生徒指導連絡協議会会長

(伊丹市立天王寺川中学校長)

佐藤 幸宏

市内の各学校には、少年補導委員さんのブロックごとの写真が掲示されています。その前で立ち止まり見入る生徒、中には「〇〇のおっちゃんや。」と自慢げに紹介する生徒がいます。一瞬、生徒の顔は子どもの顔に戻ります。

先日、校区小学校の元校長先生に、授業中の生徒の様子を参観していただきました。数名の生徒が、笑顔の良い表情で元校長先生を見つめていました。一瞬、生徒の顔は児童に戻っていました。

これまで地域の方々には、青少年健全育成の一環とした子どもたちの見守り活動で大変お世話になっています。特に、公園で遊ぶ就学前の子どもたち、付き添いのお母さん方にも積極的に声をかけられるなど、人とのつながりを大切にした取組が継続的になされています。現在の中学生在が落ち着いた生活を送ることができているのも、実は、こうした地道な取組みのおかげであると思います。

最近、校区内に高齢者と子どもたちの絆づくりを目的に子ども食堂も始められました。そこには、地域の方々の見守る目が子どもたちにたくさん注がれています。

また、地域の方から、子どもたちに関する情報やご意見をたくさん伺うことができました。「いじめ」につながる些細な情報もいただくようになりました。地域の会合では、安全・安心見守りカメラ設置に関して、子どもや高齢者の現状をふまえた熱心な討議が重ねられていました。子どもたちを温かく見守る心が、既に醸成されていることを強く感じました。

このように、子どもたちの安全・安心が、そして居場所が、多くの方々によりあらゆるところで創られていることは、非常に心強く、感謝の念に堪えません。またこうした状況は、教員にとっても、子どもたちの別の一面を知るよい機会ともなっており、学校における子どもたちへのより深い、きめ細かい対応・指導に繋がっていることは言うまでもありません。

温かく見守る大人の目が増えれば、子どもは安心して過ごすことができます。認めてくれる大人が増えれば、子どもは信頼することの大切さを知り、自信を持って生きることができます。今後一層、地域のお力をいただきながら、子どもたちを、見守り、教え育み、正しく導いてまいりたいと思います。

ネット利用のルールづくりを支援し、 社会みんなで子どもを守りましょう！

トライやるウィークで教育委員会に来た、坂下航大さん（東中学校）と宮脇聖弥さん（天王寺川中学校）が原稿案を作成してくれました。

身近な友だちの間で、「ネットの悪口やいじめがあった」「オンラインゲームでトラブルがあった」「高額な使用料が請求された」などがときどき話題になります。これらは、最悪の場合、暴力・自殺など命に関わる問題になることもあります。

平成26年の伊丹市の調査によると、小学校4年生で過半数、中学校3年生で7割以上が、高校1年生ではほぼ全員が携帯電話やスマホを持っていることがわかりました。

このような中、平成28年4月1日、兵庫県青少年愛護条例の一部が改正され、青少年のインターネット利用に関するルールづくりの支援が、県内全ての人の努力義務となりました。

- ～青少年愛護条例の主な改正点～
- 青少年のインターネットの利用に関し、
 - ◇利用に伴う危険性
 - ◇過度の利用による弊害
- 等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準（ルール）づくりが行われるようその支援に努めることを、全ての人の努力義務とする。
- 基準（ルール）とは、
 - ◇過度の利用等を防止するためのその利用の時間
 - ◇危険等を防止するためのその利用の方法を含む。

次は、伊丹市中学校生徒会が策定した「私たちのためのスマホ三か条」と、親子の約束の例です。

- ～私たちのためのスマホ三か条～
- 第一条 時間を決めてメリハリをつけた使い方をしよう！
 - 第二条 困った時は大人に相談しよう！
 - 第三条 各学校で決める！
- （伊丹市中学校生徒会 平成27年8月）

6月の主な行事

- 8日（水）伊丹市少年補導委員連合会役員会・定例理事会
- 9日（木）第1回愛護補導連絡会（全体会）
- 10日（金）少年を守る日 市内広報
- 14日（火）伊丹市少年進路相談員連絡会
- 16日（木）伊丹市青少年を守る店連絡協議会総会・研修会

～親子の約束8カ条（例）～

①スマホは親のものです。あなたに貸してあげているのです。

- ②パスワードは、教えること。
- ③毎日、夜9時～翌日7時半までは、親に返すこと。
- ④公共の場所では電源を切るか、マナーモードにすること。
- ⑤学校に持って行かないこと。
- ⑥スマホを使って人を傷つけてはいけません。
- ⑦相手に面と向かって言えないことは、スマホで言っただけではいけません。
- ⑧友達の前で言えないことを、スマホで言っただけではいけません。

（日本小児連絡協議会
子どもとICTの問題についての提言 参照）

青少年の安心・安全なインターネット利用に向け、社会みんなでルールづくりを進めましょう。

◆街頭補導の件数 暫定値 《平成28年5月》

	幼小	中	高他	大人	計
声かけ・会話等	540	165	35	134	874
あいさつ	419	73	27	208	727
遊びに関して	13	4	3	0	20
ぐ犯・不良行為	0	0	0	0	0
交通に関して	38	9	20	75	142
計	51	13	23	75	162

◆電話・来所相談の件数 暫定値 《平成28年5月》

	電話相談	来所相談
件数	10	1
前月比	0	+1
累計	20	1

◆有害図書類回収状況 暫定値 《平成28年5月》

	数量	前月比	累計
有害図書	333	+171	1422
有害DVD等	627	+327	
計	960	+498	

白ポスト設置場所（市内16カ所）

裁判所前、JR北伊丹駅駐輪場、バラ公園バス停、荒牧バス停
北センター前、中野西公園、山田バス停、車塚公園内
阪急稲野駅、南センター前、阪急新伊丹駅、女性児童センター
阪急伊丹駅、いたみホール、西桑津バス停、JR伊丹駅1階

※「センター通信」へのご意見ご感想を、伊丹市立少年愛護センター（Tel:780-3540）までお寄せください。